

保護者の皆様へ

緊急事態宣言に伴う保育園等の対応について

渋谷区子ども家庭部
保育課長 前崎 敏彦

保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応につきましては、日頃より、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。今般発出された国の緊急事態宣言に伴う保育園等の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言の期間中の保育園等の運営について

今週に入り区内の感染状況も急激な増加傾向にあり、保育園等は、感染リスクをより一層下げられるため、できる限り最小限の体制で運営いたします。

ご家庭での保育が可能な場合には、是非、登園の自粛をお願い申し上げます。

ご家庭での保育が困難な場合は、職種を限定せずに、在籍園でお子様をお預かりいたします。

なお、保育時間については、できる限り短時間としていただくよう、ご協力をお願いいたします。

2 感染拡大防止へのご協力について

保育園等では、感染リスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますが、ご家庭におかれましても、引き続き、毎日の健康観察を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登園を自粛していただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

また、お子様やご家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合には、速やかに保育園等に連絡をしていただくようお願いいたします。

3 保育料について

保育料につきましては、登園を自粛していただいた期間の保育料は日割りで減額いたします。保育料につきましては、恐れ入りますが、一旦、お支払いいただき、登園日数の確認後、還付させていただく予定です。詳細につきましては、別途、通知させていただきます。

なお、令和3年1月から3月までの間において、感染予防のために、月単位で登園を自粛する場合（1日も登園しない場合）には、自粛する月の前月末日までに、お通りの保育園にお申し出ください。お申し出があった場合は、当月の保育料はお支払いいただきません。

4 その他

- 登園自粛していただいた期間は、退園の目安となる3か月間の休園の期間には算入いたしません。
- ベビーシッター利用料金助成制度*につきましても、令和3年3月末までの登園自粛期間中は継続しています。こちらの制度のご活用につきましてもご検討くださるようお願いいたします。

* 保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金助成

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/service/babysitter_coronajosei.html

お問い合わせ

区立保育園 施設運営係 03-3463-2573

私立保育園・認定こども園・区立保育室 保育管理係 03-3463-2483

復職について 入園相談係 03-3463-2492